

～ 現場の人手不足、行き過ぎた価格競争、発注者のマンパワー不足、受発注者の負担増大等へ対応 ～

資料3-1

公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」「建設業法」についても三位一体として必要な改正を検討し、担い手の確保を実現

インフラの品質確保とその担い手確保のための入札契約制度の改革 = 品確法改正

- 将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保への配慮を明確化
- 事業の性格や地域の特性に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用 → 行き過ぎた価格競争是正、元請から技能労働者までの持続可能性確保等
技術提案競争・交渉方式(仮称)、受発注者の負担軽減に資する段階選抜方式や総合評価落札方式の二極化等の推進、契約の透明性を高める方式
CM方式など発注者支援に資する方式、複数年度契約、複数工種・工区等一括発注、事業協同組合等による共同受注方式 等
- 中長期的な品質確保のための施工力・技術力の維持向上にも資するとの観点からの入札契約の各段階での評価等の見直し
(経営事項審査や総合評価等において、若手技術者や技能労働者等の確保・育成の状況、機械保有の状況等の評価を検討)
- 適切な維持管理、点検・補修等によるインフラメンテナンス対応や災害対応等の地域維持体制の確保への配慮 ■ 工事完成後も含めた品質確保に向けた取組
- ダンピング防止 ■ 予定価格のより適正な設定を明確化 ■ 調査(点検・診断を含む)・設計業務の品質確保に向けた取組(知識、技術を有する者の能力活用等)
- 発注体制が十分でない発注者への支援強化 ■ 施工状況の評価資料等の集積、活用と発注者間での共有促進
- 債務負担行為の活用等による発注の平準化、工期の適切な設定 ■ 発注者間での連携体制の強化 等
※透明性、公正性、必要かつ十分な競争性確保に留意

担い手確保のための制度・施策の強化

- ダンピング防止を入札契約適正化の柱として明確化◆
- 入札の際に入札金額の内訳を提出(見積能力のない業者の排除・ダンピング防止)◆
- 公共工事設計労務単価の適切な設定 (H25.4大幅引上げ)
- 低入札価格調査制度の充実・強化 (H25.5低入札価格調査基準の引上げ)
- 適正な積算基準の設定
- 適正な工期設定や設計変更の推進
- 歩切りの根絶や失格基準の活用等の推進
- 担い手育成や契約適正化等に自主的に努める一定の建設業者団体を認定★
- 経営事項審査や総合評価における若手技術者、登録基幹技能者等の評価を検討
- 技術者の経験、資質向上の取組み等を反映した技術検定試験の受検資格要件の緩和を含む技術者制度の見直し(一部H26年度から)
- 元下間での法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用
- 新しい入札契約方式等に取り組む地方公共団体への支援を強化 等

透明性・公正性、適正な競争性の確保、適正な施工確保の徹底

- 提出された内訳書について談合防止の観点からも確認◆
- 適正取引の相談機能強化
- 予定価格等の事後公表化の推進
- 社会保険未加入業者への指導監督
- 関係部局と連携した調査の実施等による不正行為の排除徹底
- 公共工事での施工体制台帳の作成・提出義務の拡大◆
- 業種区分や建設工事の内容・例示等の見直しによる適正な施工確保★
- 許可行政庁と公共工事発注者の協力による暴力団排除の徹底◆★ 等

※品確法：公共工事の品質確保の促進に関する法律 入契法：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

※品確法の検討(法令、基本方針等)にあわせ、予算決算及び会計令や地方自治法施行令等の改正の必要性について十分検討

※上記各項目は、今後の詳細な検討の結果、変更があり得る。また、◆は入契法関連、★は建設業法関連で法律改正も含め検討する事項

参 考 資 料

地方自治体（特に市町村）が人員削減により積算業務や工事監督業務などの発注能力が低下している中で、適切な発注やインフラの維持管理を行うためには、市町村職員に対する研修・講習を充実させるとともに、外部委託やC M方式の積極的な活用が必要

○市町村への発注者支援の具体的な事例

研修

- 地方整備局、各都道府県による管内市町村向け研修の実施
 （例）中部地方整備局による市町村職員も対象とした「工事監督」「検査」研修の実施
- 市町村アカデミー（市町村職員中央研修所）による研修の実施
 平成19年度から入札コースを立ち上げ、国交省職員による市町村発注者向けの研修を拡充

外部委託

- 各道府県の建設技術センターによる支援
 道府県はほぼ全ての団体が、建設技術センターの発注者支援を活用しているが、市町村は活用にはばらつきがある状況。
 （※市町村に対する取組を促進している事例）（一財）北海道建設技術センターは、平成22年に市町村支援部を新設し、道内市町村に対する支援を拡充。市町村からの委託件数は平成22年度10件程度に対し、今年度は50件程度と増加。（主な支援内容は積算業務。近年は監督業務等の需要が増加）

C M方式

- 市町村が実施しているC M方式 山元町・釜石市・野田村等が復興事業において活用
- U Rが実施しているC M方式 女川町他11市町の復興事業において活用

【今後の対応方針】

- 各機関の研修機能の強化
- 外部委託やC M方式の積極的な活用 等

地方自治体におけるインフラメンテナンスの課題と今後の対応方針

地方自治体が人員削減などの現状の中でインフラのメンテナンスの課題に迅速かつ的確に対応していくためには、従来の入札契約方式にとらわれず、各課題に適した方式を柔軟に活用することが必要。併せて積算基準の充実や受発注者双方に対する技術講習等の充実を図る。

【現状の課題（自治体・業界団体等へのヒアリングによる）】

発注前の仕様の確定が困難

橋梁等の修繕は、施工の段階で設計と実態が異なり、再設計や契約変更が必要になることが多い。

実態に見合わない価格

修繕工事は、新設工事と比べて手間がかかり、人件費や機材のコストも割高になる場合がある。

修繕工事は発注ロットが小さいため、利益が出にくい。

マンパワー・ノウハウ不足

地方自治体の多くは、人員・ノウハウの不足により計画的な点検、維持管理、補修、更新ができていない。

構造物ごとに劣化具合を判断できる技術者が異なるため、適切な技術者の確保が必要。

点検の水準が不十分な場合があり、適切かつ計画的な補修に繋がっていない。



【今後の対応方針（例）】

[入札契約方式の活用例]

- 技術力に優れ、地域の実情等を理解している企業を**公募型プロポーザル**により選定する方式を活用。さらに、緊急補修等については設計変更を柔軟に活用する。
- 地域におけるインフラの効率的な維持修繕を図るため、複数業務（例：点検、清掃、補修等）の**包括発注・複数年契約**を活用する。
- 補修工事が見込まれる場合に、調査・設計・施工を組み合わせさせた**設計施工一括発注**の活用により、施工時の手戻りを減少させる。
- 予め工事材料等について単価を契約で定める**単価・数量精算方式**を活用する。

[積算基準の充実]

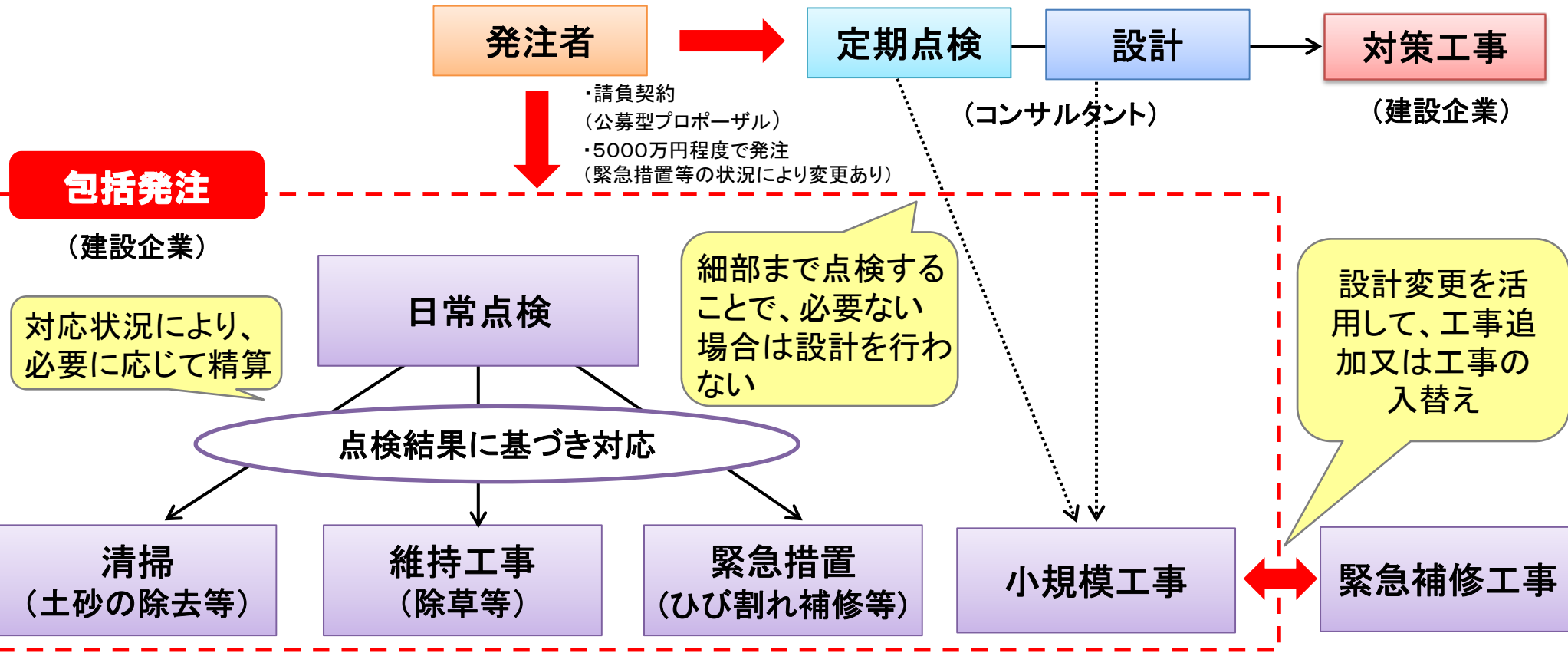
維持修繕用の積算基準を整備しているが、使用頻度が低く積算基準が定められない工種については、業者に見積をとり活用している。引き続き、施工実態等を踏まえた維持修繕工事の**適切な積算基準の設定**を推進する。

[受発注者双方に対する技術講習等]

地方自治体向けに基準・**マニュアルの策定**・見直しを行うとともに、建設企業や地方公共団体向けの技術講習や研修の充実を図る。さらに、研修への参加や資格等を入札条件とするなど、入札参加者に対して**一定の技術水準**を求める。

青森県における橋梁維持工事の発注方式

青森県ではH18年度以降、日常点検・橋梁維持工事・小規模工事等を公募型プロポーザル方式で包括発注している。



メリット

- 包括発注することにより、受発注者双方の事務負担が軽減される。
- 日常的な維持管理が可能となり、橋梁の長寿命化に効果的である。
- 公募型プロポーザル方式により発注することで、技術力に優れ、かつ、地域特性等を理解している企業を選択できる。

入札の際の入札金額の内訳書の提出は、見積能力がなく適正な施工が期待できない不良不適格業者の排除やダンピング受注の防止、談合等の不正行為の防止の観点から有効であるため、適正化指針等において、公共発注者に対し、入札参加者に内訳書を提出させるよう努めることとされているところ。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

(平成13年3月9日閣議決定、平成23年8月9日一部変更) <入契法第15条第1項に基づく適正化指針>

第二 入札及び契約の適正化を図るための措置

2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

(1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること

⑥ その他(抜粋)

公共工事の入札に際しては、一般に、入札金額のみを提出することとしているが、不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為や適正な施工が見込めないような著しく低価格な受注、いわゆるダンピング受注の防止を図る観点から、各省各庁の長等は、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるよう努めるものとする。

「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成23年8月25日総行第126号 国土入企第14号)

<入契法第18条第2項に基づく地方公共団体への要請>

I 緊急に措置に努めるべき事項

二 ダンピング対策の強化(抜粋)

ダンピング受注防止の観点から、入札時において、工事費内訳書の提出を求めること。

八 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底(抜粋)

工事費内訳書の確認・・・(中略)・・・など入札契約過程の監視の強化に必要な取組を実施することにも努めること。

公共工事においては、適正な施工体制を確保する観点から、民間工事とは異なり、作成した施工体制台帳の写しの発注者への提出や公衆が見やすい場所への施工体系図の掲示が義務付けられている。一方、施工体制台帳の作成義務は、民間工事の場合と同様に、特定建設業者が元請となる下請契約額が合計3,000万円以上の工事に限られている。

公共工事における施工体制台帳制度について（入契法第13条）

- 作成した施工体制台帳の写しの発注者への提出を義務付け（民間工事は、請求があれば発注者へ閲覧。）
- 工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に施工体系図を掲示（民間工事は、工事関係者が見やすい場所のみ）
- 施工体制台帳の作成義務は、建設業法第24条の7第1項の規定による施工体制台帳と同じ範囲（民間工事と同じ。）
→ 特定建設業者が元請となる下請契約額が合計3,000万円以上の工事（建築一式工事の場合は4,500万円以上）

「施工体制台帳の作成等について」（平成7年建設省経建発第147号、平成24年5月1日一部変更）

3 施工体制台帳の作成等の推奨について（抜粋）

建設業法第24条の7第1項の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、・・・（中略）・・・施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。

「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成23年8月25日総行行第126号 国土入企第14号） ＜入契法第18条第2項に基づく地方公共団体への要請＞

Ⅱ 継続的に措置に努めるべき事項

五 適正な施工の確保（抜粋）

適正な施工体制の確保のためには、現場の施工体制を把握し、適切に点検を行うことが重要である。このため、公共工事の監督・検査の充実と併せて、受注者による施工体制台帳の提出及び施工体系図の適切な掲示を徹底し、施工体制台帳等の活用マニュアルを参考に適正な施工体制の確保に努めること。

不良不適格業者の排除の中でも暴力団排除の取組は重要な課題の一つである。暴力団関係者が建設業法に違反して検挙されるケースが依然として見られるほか、政府全体の取組としても、業許可の付与段階のみならず、付与後においても暴力団を排除できるよう措置することが求められている。

「企業活動からの暴力団排除の取組について」

(平成22年12月9日 犯罪対策閣僚会議暴力団取締り等総合対策に関するWT)

II(1)⑥ 業の主体からの暴力団等の排除(抜粋)

各府省は、業の主体から暴力団等を排除するため、所管業法に基づく許認可等の付与段階だけでなく、付与後においても、暴力団員等や暴力団員等によりその事業活動を支配された者(人的関係や出資・融資等により暴力団員等から、事業活動に相当の影響を受けている者をいう。)、暴力団員を不当に利用している者、暴力団員に便宜を供与するなど暴力団の維持・運営に協力している者等を排除することができるよう、業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努める。

「中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会 中間とりまとめ」

(平成24年1月27日)

1) 不良不適格業者の排除の徹底(抜粋)

暴力団関係者が建設業法に違反して検挙されるケースが依然として見られるほか、政府全体の取組としても、業許可の付与段階のみならず、付与後においても暴力団を排除できるよう措置することが求められている。

このため、暴力団員であること等を許可に係る欠格要件及び許可取消事由に追加すること等の措置を講ずる必要がある。

「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日 閣議決定)

● 以下に掲げる許可、登録等並びにその取消し等の基準については、法改正の機会をとらえて、法律で欠格要件等に暴力団員等を加える方向で検討する。

○建設業法

- ・建設業の許可の基準
- ・建設業の許可の取消しの基準

○浄化槽法

- ・浄化槽工事業の登録の拒否の基準
- ・浄化槽工事業の登録の取消しの基準

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

- ・解体工事業の登録の拒否の基準
- ・解体工事業の登録の取消しの基準

等